

## 美祢市生涯活躍のまち構想策定有識者会議の会議運営について（案）

### 1 会議の公開について

- (1) 原則として公開するものとし、会長が必要と認める場合には、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。
- (2) 議事の内容については、「広報げんきみね。」や、市のホームページなどを活用するものとする。

### 2 会議の傍聴について

- (1) 会議の傍聴については、原則として自由とする。
- (2) 傍聴希望者多数の場合には、人数を制限することができる。
- (3) 傍聴希望者は、受付簿へ住所、氏名を記入し、傍聴席で傍聴を行う。
- (4) 傍聴者には、委員と同様の資料を配付するものとする。
- (5) 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。
- (6) 傍聴者の発言は認めないものとする。
- (7) 傍聴者の会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制し、従わない場合は退場させるものとする。

### 3 その他

その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、有識者会議において協議するものとする。